

応急仮設住宅・応急修理の対象地域について

1 論点

福島第一原子力発電所周辺区域で「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定されたところであり、住民の安全に問題がある地域で応急仮設住宅の建設や応急修理が行われないことを担保する必要。

2 対応

- (1) このため、「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会」において、以下の対応を決定し、「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」に盛り込むこととしたい。

「対象地域決定時点において、『計画的避難区域』及び『緊急時避難準備区域』以外の地域を応急仮設住宅・応急修理の対象とする。また、工事着手後においても、『計画的避難区域』及び『緊急時避難準備区域』の設定の見直しにより、対象地域が『計画的避難区域』及び『緊急時避難準備区域』に含まれることとなった場合には、工事を中断する」

- (2) 実務的には、この方針を受けて、福島県において、住宅担当部局が対象地域選定の際に原子力災害対策担当部局に確認を得るとともに、『計画的避難区域』及び『緊急時避難準備区域』の設定に関し、状況の変化があった場合には、原子力災害対策担当部局から住宅担当部局へ連絡し、これを受けて住宅担当部局で工事を中断する。この扱いに付き、厚生労働省、国土交通省、経済産業省から福島県の各担当部局に連絡する。